第三十三号の三様式(第十四条関係)

家　屋　価　格　等　縦　覧　帳　簿

家　屋　の　所　在	家屋番号	種　　類	構　　造	床 面 積	価　　格
					円

第33号の3様式記載要領

1　「種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあっては、それぞれに定める区分を併記すること。(例「工場(一般)」)

(1)　工場、発電所、変電所、停車場及び車庫

①一般　②腐食性物質影響又は放射線　③潮解性固体蔵置又は蒸気影響

(2)　倉庫

①一般　②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線　③潮解性固体蔵置又は蒸気影響

2　家屋価格等縦覧帳簿は、家屋番号順に作成すること。

3　この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。